

（方向指示器）

**第 281 条** 方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 63 条の 2 第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部の取扱いは、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一 車両中心線上の前方及び後方 30m の距離から指示部を見通すことができる位置の前面及び後面に少なくとも左右 1 個ずつ取り付けられていること。

二 方向指示器は、方向の指示を表示する方向 100m（原動機付自転車の両側面に備える方向指示器にあつては 30m）の距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、方向の指示を前方又は後方に表示するための方向指示器の各指示部の車両中心面に直行する鉛直面への投影面積が 7 cm<sup>2</sup> 以上であり、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

三 方向指示器の灯光の色は、<sup>とう</sup>橙色であること。

四 方向指示器の照明部は、方向指示器の中心を通り原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15°（方向指示器の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方 5°）の平面並びに方向指示器の中心を含む、原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面であつて方向指示器の中心より内側方向 20° の平面及び方向指示器の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。

2 方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 63 条の 2 第 3 項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一 方向指示器は、毎分 60 回以上 120 回の一定の周期で点滅するものであること。

二 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあつては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない原動機付自転車の備える方向指示器にあつては、この限りでない。

三 原動機付自転車の備える方向指示器は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、その照明部の最内縁において 240mm 以上、後方に対して指示を表示するためのものにあつては、その照明部の中心において 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が 2 個備えられている場合の前方に対して方向の指示を表示するためのものの位置は、方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁より外側にあること。

四 方向指示器の指示部の中心は、地上 2.3m 以下となるように取り付けられていること。

- 五 運転者が運転席において直接、かつ、容易に方向指示器（原動機付自転車の両側面に備えるものを除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。
- 六 方向指示器は、第 1 項に掲げた性能を損なわないように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものは、この基準に適合しないものとする。ただし、原動機付自転車の構造上、同項第 4 号に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。
- 3 施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられている方向指示器と同一構造を有し、かつ、同一位置に備えられた方向指示器であって、その機能を損なう損傷のないものは、前項各号基準に適合するものとする。